

受注型企画旅行 旅行条件書

更新：2016.1.20

このご旅行条件は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。**お申込みの際には必ずご一読ください。**

1. 受注型企画旅行契約

- (1) この旅行は、ヒマラヤ観光開発株式会社（観光庁長官登録旅行業第1014号）（以下当社という）がお客様のご依頼により、旅行の目的地及び日程、お客様が提供を受けることができる運送等サービスの内容並びにお客様が当社に支払うべき旅行代金を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する受注型企画旅行契約（以下、「旅行契約」といいます。）を締結することになります。
- (2) 契約の内容・条件は受注型企画旅行企画書に明示する他、本条件書、出発前にお渡しする最終日程表及び当社の「旅行約款」によります。当書面は共通する旅行条件を説明するものであり各旅行の条件は企画書（見積書）やご旅行条件書に記載します。
- (3) 当社はお客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように、手配し、旅程管理することを引き受けます。
- (4) 当社は、お客様から依頼があった時は、お客様の依頼内容に沿って作成した旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件に関する企画内容を記載した企画書・ご旅行日程表及び旅行条件書（合わせて以下、「企画書面」といいます）を交付します。
- (5) 当社は企画書面において、旅行代金の内訳として企画に関する取扱料金（以下「企画料金」といいます）を明示することがあります。

2. 申込み及び契約の成立

- (1) 当社所定の申込書・パスポートコピーの提出と、お申込金50,000円のお支払いが必要です。2つが揃った時点で正式なお申込み（契約成立）となります。申込金は、「旅行代金」「取消料」「違約金」のそれぞれ一部又は全部として取り扱います。
- (2) 当社は電話、郵便及びファクシミリその他の通信手段による旅行の申込みを受けつけることがあります。この場合、予約の申込みの翌日から起算して3日以内に申込書の提出と申込金の支払いをしていただきます。この期間内に申込書と申込金の提出がなされない場合、当社は申込みはなかったものとして取り扱うこともありますのでご注意ください。
- (3) 当社は、同一コースにおいて、参加しようとする複数のお客様が責任ある代表者を定めたときは、その方を契約責任者として旅行契約のお申込み、締結、解除等に関する一切の代表権を有しているものとみなし、その団体に係る旅行業務に関する取引を契約責任者との間で行うことがあります。この場合、契約責任者は当社が定める日までに、構成員の名簿を当社に提出しなければなりません。また、当社は契約責任者が当該団体・グループに同行しない場合は、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成員を契約責任者とみなします。
- (4) 当社は契約責任者と契約を締結する場合において、申込金の支払いを受けることなく契約を締結することがあります。この場合、その旨を記載した書面を交付するものとし、契約は当社が当該書面を交付した時に成立するものとし、
- (5) 当社は、契約責任者が構成員に対して現に負い、または将来負うことが予想される債務又は義務について、何ら責任を負うものではありません。

3. お申込条件

- (1) 15歳未満の方のご参加は、保護者の同行を条件とします。15歳以上20歳未満の方のご参加は、保護者の同意書が必要です。
- (2) 身体に障害をお持ちの方、健康を書している方、妊娠中の方、補助犬使用者の方、その他特別な配慮を必要とする方はその旨をお申し出ください。当社は可能な範囲でこれに応じます。お客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。なおこの場合、医師の診断書を提出していただくことがあります。また、現地事情や関係機関等の状況などにより、旅行の安全かつ円滑な実施のために、介助者・同伴者の同行等を条件とさせていただきます。

くか、コースの一部内容を変更させていただくか、又はご負担の少ない他の旅行をお勧めするか、あるいは参加をお断りさせていただく場合があります。

- (3) ご参加にあたって特別な条件を定めた旅行については、年齢、資格、技能その他の条件が合致しない場合、お申込みをお断りすることがあります。海拔4,000m以上の高所に宿泊するコースは、高度障害の影響を受けることがあります。ご参加者には事前にご案内する所定の健康診断を受けて頂きます。
- (4) 他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断するときは、お申込みをお断りすることがあります。
- (5) その他当社の業務上の都合で、お申込みをお断りすることがあります。

4. 契約書面と最終日程表

- (1) 旅行契約が成立した場合は速やかに、旅行日程表、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面（以下「契約書面」という）をお客様にお渡しします。
- (2) 契約書面を交付した場合において、当社が企画旅行契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、前項の契約書面に記載するところによります。
- (3) 契約書面で、確定された旅行日程又は運送若しくは宿泊機関の名称が記載できない場合は、当該契約書面において利用予定の宿泊機関及び記載上重要な運送機関の名称を限定して列挙した上で、当該契約書面交付後、旅行開始の前日（旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に受注型企画旅行契約のお申込みがなされた場合にあっては旅行開始日）までに、これらの確定状況を記載した確定書面を交付します。
- (4) 前項の場合において、手配状況の確認を希望するお客様からの問い合わせがあったときは、確定書面の交付前であっても、当社は迅速かつ適切にこれに回答します。
- (5) 確定書面を交付した場合には、当社が手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該確定書面に記載するところによります。

5. 旅行代金のお支払期日

- (1) 旅行代金の額は、受注型企画旅行の企画書面に記載します。旅行代金は、旅行出発日までの当社が定める期日までにお支払いください。

6. 契約内容の変更

- (1) お客様から契約内容の変更の求めがあった時は、当社は、可能な限りお客様の求めに応じます。契約内容の変更によって生じる旅行代金の増減はお客様に帰属します。
- (2) 当社は旅行契約締結後であっても天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様に予め速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他旅行契約の内容を変更することがあります。但し緊急の場合においてやむを得ないときは変更後に説明します。

7. 旅行代金の変更

- (1) 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化により通常想定される程度を大幅に超えて増額または減額される場合は、当社は、その増額又は減額される金額の範囲内で旅行代金を変更することがあります。増額の場合は、旅行開始の前日から起算してさかのぼって15日前にあたる日より前にお知らせします。この場合お客様は、旅行開始日前に企画料金又は取消料を支払うことなく契約を解除することができます。運賃・料金が減額された場合は、その差額だけその旅行代金を減額いたします。
- (2) 当社は前項6に基づく契約内容の変更により旅行の実施に要す

る費用の減少又は増加が生じる場合は、当該契約内容の変更の際にその範囲内において旅行代金の額を変更することがあります。この旅行の実施に関する費用には、当該契約内容の変更のために提供を受けられなかった運送・宿泊機関等が提供する旅行サービスに対する取送料、違約料その他すでに支払、またはこれから支払わねばならない費用を含みます。旅行の実施に要する費用の増加が生じる場合で、運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにも関わらず、運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸施設の不足が発生したこと（オーバーブッキング）による場合は旅行代金の額の変更をいたしません。

(3) 運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合において、旅行契約の成立後に当社に帰すべき事由によらず、当該利用人員が変更になった時は、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。

8.お客様の交替

(1) お客様は、当社の承諾を得て、旅行契約上の地位を別の方に譲渡することができます。お客様は所定の事項を記入の上、当社に提出していただきます。この際、交替に要する所定の金額の手数料をお支払いいただきます。お客様の交替に伴い変更実費並びに航空運賃に差額が生じるときは、それらはお客様の負担とします。

(2) 旅行契約上の地位の譲渡の効力は当社の承諾を得て、かつ手数料を当社が受理した時に生じ、以降旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この契約に関する一切の権利及び義務を継承することになります。なお、当社は申込み期限・空席状況などによりお客様の交替をお断りすることがございます。

9.旅行契約の解除・払い戻し

(1) 旅行開始前

①お客様による解除

ア) 取送料がかかる場合

a.お客様は下記の取送料を支払って旅行契約を解除することができます。この場合既に収受している旅行代金（あるいは申込金）から所定の取り消し料を差し引いて、払い戻します。お取消しの連絡は旅行の申込みを受けた販売店の営業時間内のみお受けします。

【海外旅行に係る取送料】

区 分	取 消 料
一 本邦出国時又は帰国時に航空機を利用する募集型企画旅行契約並びに本邦外を出発地及び到着地とする募集型企画旅行契約（次項から第五項に掲げる旅行契約を除く。）	
イ 旅行開始日がピーク時の旅行である場合であって、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目に当たる日以降に解除するとき（ロからニまでに掲げる場合を除く。）	旅行代金の10%以内
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目に当たる日以降に解除する場合（ハ及びニに掲げる場合を除く。）	旅行代金の20%以内
ハ 旅行開始日の前々日以降に解除する場合（二に掲げる場合を除く。）	旅行代金の50%以内
ニ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内
二 本邦出国時又は帰国時に、航空会社がウェブサイト等により広く消費者向けに販売する航空券と同一の取引条件による航空券を利用する募集型企画旅行契約であって、契約書面において、当該航空券が利用されること、航空会社の名称並びに航空券取消条件及び航空券取送料等の金額を明示したものを（次項から第五項に掲げる旅行契約を除く。）	
イ 旅行契約締結後に解除する場合（ロからホに掲げる場合を除く。）	旅行契約解除時の航空券取送料等の額以内。
ロ 旅行開始日がピーク時の旅行である場合であって、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって四十日目に当たる日以降に解除するとき（ハからホまでに掲げる場合を除く。）	旅行代金の10%又は旅行契約解除時の航空券取送料等とのいずれか大きい額以内。
ハ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって三十日目に当たる日以降に解除する場合（二及びホに掲げる場合を除く。）	旅行代金の20%又は旅行契約解除時の航空券取送料等とのいずれか大きい額以内。
ニ 旅行開始日の前々日以降に解除する場合ホに掲げる場合を除く。）	旅行代金の50%又は旅行契約解除時の航空券取送料等とのいずれか大きい額以内。
ホ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内
三 貸切航空機を利用する募集型企画旅行契約（次項から第五項に掲げる旅行契約を除く。）	

イ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって90日目に当たる日以降に解除する場合（ロからニまでに掲げる場合を除く。）	旅行代金の20%以内
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目に当たる日以降に解除する場合（ハ及びニに掲げる場合を除く。）	旅行代金の50%以内
ハ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目に当たる日以降に解除する場合（二に掲げる場合を除く。）	旅行代金の80%以内
ニ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって3日目に当たる日以降の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内
四 旅行日程中に3泊以上のクルーズ日程を含む募集型企画旅行契約（次項に掲げる旅行契約を除く。）	
イ、日程に含まれるクルーズに係る取送料規定の取送料収受期間の起算日であるクルーズ開始日を旅行開始日と読み替えた期間内に解除する場合（ロに掲げる場合を除く）	① クルーズ中の泊数 が当該募集型企画旅行の日程中の宿泊数（航空機内のもを除く。）②において同じ。）の50%以上のもの 当該期間に対応するクルーズの取送料収受期間の区分に適用される取送料率の2分の1に相当する率以内 ② クルーズ中の泊数が当該募集型企画旅行の日程中の宿泊数の50%未満のもの 当該期間に対応するクルーズの取送料収受期間の区分に適用される取送料率の4分の1に相当する率以内
ロ、旅行開始後の解除または無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内
五 本邦出国時及び帰国時に船舶を利用する募集型企画旅行契約	当該船舶に係る取送料の規定によります。
注)「ピーク時」とは、12月20日から1月7日まで、4月27日から5月6日まで及び7月20日から8月31日までをいいます。	
備考 (一) 取送料の金額は、契約書面に明示します。 (二) 本表の適用に当たって「旅行開始後」とは、別紙特別補償規程第二条第三項に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。	
(三) 第二項の場合において、当該航空券に関して、当社が航空会社に対して支払うべき航空券取送料等が生じなかったときは、旅行契約解除時の航空券取送料等の額は無料として取り扱い、航空会社により航空券取送料等が減額されたときは、当該減額後の航空券取送料等の額を旅行契約解除時の航空券取送料等の額として取り扱います。	

b.当社の責任とならないローン、渡航手続き等の事由による取り消しの場合も取送料をいただきます。

c.お客様のご都合で旅行開始日やコースを変更される場合は、お客様が当初の旅行契約を解除し、新たな契約をお申込み頂くこととなり、この場合も表記取送料を頂きます。

イ) 取送料がかからない場合

お客様は次に掲げる場合、旅行開始前に取送料なし旅行契約を解除できます。この場合既に収受している旅行代金（あるいは申込金）の全額を払い戻しいたします。

a.旅行契約内容に第16項（旅程保証）の表に掲げる重要な変更が行われたとき。

b.旅行代金が増額されたとき

c.当社が最終日程表を表記の日までに交付しない場合

d.当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能になったとき

②当社による解除

a 旅行代金を所定の期日までにお支払いいただけないとき。この場合解除期日相当の取送料と同額の違約料をお支払いいただけます。

b.当社は次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。この場合、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）の全額を払い戻しいたします。

●お客様が当社のあらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その

他の旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき

- お客様が病気その他の事由により、当該旅行に耐えられないと当社が認めるとき
- お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施妨げるおそれがあると認められたとき。
- お客様の人数がパンフレットに掲載した最少催行人員に満たないとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって23日目（ピーク時に旅行を開始するものについては33日目）に当たる日より前に、旅行を中止する旨をお客様に通知します。
- 天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき

(2)旅行開始後

①お客様による解除

- ア) お客様の都合により途中で離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しはいたしません。
- イ) お客様の責に帰さない事由により最終日程表に従った旅行サービスの提供を受けられない場合は、お客様は、取消料を支払うことなく当該不可能になったサービス提供にかかる部分の契約を解除することができます。この場合当社は旅行代金のうち、不可能になった当該旅行サービスの提供に係る部分を払い戻しいたします。

②当社による解除

- ア) 当社は、次に掲げる場合において、お客様にあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することがあります。
- a お客様が病気その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められるとき。
- b お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等の指示に従わない等、団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
- c 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由により旅行の継続が不可能になったとき。
- d 上記cの例として日程に含まれる地域について、外務省から「渡航の是非を検討してください」以上の危険情報が出された場合であっても、安全措置を講じることが可能な場合には旅行を実施します。その場合お客様が旅行をお取消しになられるときは、所定の取消料が必要となります。
- イ) 前項②のA)に記載した事由でお客様又は当社が旅行契約を解除したときであっても、お客様が既に受けた旅行契約に関する契約は有効に履行されたものとします。当社は旅行代金のうち、お客様がまだその提供をうけていない旅行サービスに係る部分の費用から、当社が該当旅行サービス提供者に支払い又はこれから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて、契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に払い戻しいたします。
- ウ) 本項②A) a、cにより、当社が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じて出発地に戻るための必要な手配をいたします。この場合に要する費用一切はお客様のご負担となります。

10.旅程管理業務

当社は安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力し、お客様に対し次に掲げる業務を行います。

- (1) お客様が旅行中旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、旅行契約の内容に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講ずること。
- (2) (1)の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際旅行日程を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めることなど、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。

11.添乗員の同行

- (1) 当社は、契約責任者の求めにより添乗サービスを提供することがあります。この場合、添乗サービス料金及び添乗員の団体・グループに同行するために必要な交通費、宿泊費は旅行代金に含まれるものとします。
- (2) 添乗サービスの内容は原則として旅行日程上、団体・グループ行動を行うために必要な業務とします。また、添乗員の業務時間は原則として8時から20時とします。

12.当社の責任

- (1) 当社は、当社又は手配代行者の故意または過失によってお客様に損害を与えたときは、損害を賠償いたします。但し、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限りです。

- (2) お荷物の損害については、21日以内に当社に対して通知があったときに限り、一人につき15万円を限度として賠償いたします。
- (3) お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により被害を被ったときは、当社はその損害を賠償する責任を負うものではありません。

13.特別補償

- (1) 当社は当社の責任が生じるか否かを問わず、当社約款特別補償規定により、お客様が受注型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故により、その生命、身体に被られた一定の損害につきましては死亡補償金(2500万円を上限)、後遺障害補償金(2500万円を上限)、入院見舞金(4~40万円)、通院見舞金(2~10万円)を また手荷物に対する損害につきましては損害補償金(お客様1名あたり15万円を上限、但し手荷物1個又は1対あたり10万円を上限)を支払います。
- (2) 当該企画旅行日程において、お客様が当社の手配に係る旅行サービスの提供を一切受けない日(当社では「無手配日」という)が定められている場合にて、その旨及び当該日に生じた事故による生命、身体又は手荷物の損害については、補償金及び見舞金の支払いが行われない旨を契約書面に明示した時は、当該「受注型企画旅行参加中」とはみなしません。
- (3) お客様が受注型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか、受注型企画旅行に含まれない場合、自由行動中のスカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超計量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗、アイゼン・ピッケル等を使用する山岳登攀その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。但し、当該運動が受注型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。

14.旅程保証

- (1) 当社は次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合は、旅行代金に同表の右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。但し、天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、旅行参加者の安全確保のための必要な措置による変更は除きます。
- (2) 当社が支払うべき変更補償金の額は、お客様1人に対して、一旅行契約につき旅行代金(追加代金を加えた合計額)の15%を限度とし、支払うべき変更補償金の額が千円未満の場合は支払いません。
- (3) 当社はおお客様の同意を得て金銭による変更補償金・損害賠償金の支払いに替え、これと相応の物品・サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
一 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
二 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
三 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りです。)	1.0	2.0
四 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
五 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
六 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
七 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更(当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。)	1.0	2.0
八 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0

注一 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行

者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。

注二 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき一件として取り扱います。

注三 第三号又は第四号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、一泊につき一件として取り扱います。

注四 第四号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

注五 第七号の宿泊機関の等級は、旅行契約締結の時点で契約書面に記載しているリスト又は当社の営業所若しくは当社のウェブページで閲覧に供しているリストによります。

注六 第四号又は第七号若しくは第八号に掲げる変更が一乗車船等又は一泊の中で複数生じた場合であっても、一乗車船等又は一泊につき一件として取り扱います。

注七 第九号に掲げる変更については、第一号から第八号までの率を適用せず、第九号によります。

旅行企画・実施

ヒマラヤ観光開発株式会社

観光庁長官登録旅行業1014号/日本旅行業協会正会員

総合旅行業務取扱管理者 堀内俊秀

東京/〒105-0004 東京都港区新橋3-26-3 会計ビル5階

TEL: 03-3574-9292 FAX: 03-3574-6957

大阪/〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田1-11-4-500

大阪駅前第4ビル5階3号

TEL: 06-6346-0360 FAX: 06-6346-0465

<http://www.himalaya-kanko.co.jp>

info@himalaya-kanko.co.jp

15.ご旅行条件・旅行代金の基準

ご旅行条件及び旅行代金の基準は契約書面に基準日として明示した日となります。

16.その他

- (1) お客様が個人的な案内・買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸経費、お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときは、それらの費用はお客様にご負担いただきます。
- (2) お客様の便宜をはかるため土産物店にご案内することがありますが、お買物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。当社では商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねますのでトラブルが生じないよう商品の確認及びレシートの受け取りなどを必ず行ってください。免税払い戻しがある場合は、ご購入品を必ず手荷物としてお手元にご用意いただき、その手続きは、お土産店・空港において手続き方法を確認のうえ、ご自身の責任で行ってください。ワシントン条約や国内諸条例により日本へ持ち込みが禁止されている品物がございますので、ご購入には十分ご注意ください。
- (3) 当社はいかなる場合にも旅行の再実施はいたしません。
- (4) 旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知下さい。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)
- (5) 当社のご旅行にご参加いただくことにより、航空会社のマイレージサービスを受けられる場合がありますが、同サービスに関わるお問い合わせ、登録等はお客様ご自身で当該航空会社へ行っていただきます。
- (6) 当社が旅行契約による旅程を管理する義務を負う範囲は、契約書面に記載している発空港を出発(集合)してから、当該空港に帰着(解散)するまでとなります。
- (7) 渡航先の衛生状況については、厚生労働省「検疫感染症情報ホームページ <http://www.forth.go.jp>」でご確認ください。
- (8) 渡航先によっては、外務省「海外危険情報」等、国、地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。「外務省海外安全ホームページ <http://www.pubanzen.mofa.go.jp/>」でご確認ください。

17.個人情報の取り扱い

- (1) 当社は、旅行申込書に記載いただいた個人情報について、お客様との連絡、運送・宿泊機関の手配、ご旅行アンケート送付、弊社発行の通信の送付等に利用させていただきます。また査証手続きのためには大使館等の機関に対し提供させていただきます。
- (2) 当社はお申込みいただいた旅行のために運送・宿泊機関の手配代行者に対し、お客様の氏名、パスポート番号及び搭乗される航空便名等に係る個人データを、電子的方法で送付することによって開示致します。

当社のお客様の個人情報の詳細な取り扱いに関しては、当社ホームページ(<http://www.himalaya-kanko.co.jp>)をご参照ください。

18.受注型企画旅行契約約款について

この条件書に定めない事項は、当社旅行業約款(受注型企画旅行契約の部)によります。当社旅行約款は、当社ホームページを(<http://www.himalaya-kanko.co.jp>)をご参照ください。